新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和２年４月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

１ 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで１年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

▷令和２年２月から納期限までの一定の期間（１カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について１年間納税を猶予。
▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
▷**担保は不要。**
▷**延滞税は免除。**

【申請手続】

令和２年６月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

２ 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が１億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が１億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

３ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は７％（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

（要　件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア

【適用時期】

令和３年３月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

４ 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても、**課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

①　特例に係る法律の施行（令和２年４月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
②　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月１日から令和３年１月31日までの期間の内、**一定期間（１カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
③　当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注１）　原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷法人：課税期間の終了の日の翌日から２カ月
▷個人：課税期間の翌年の３月末
（注２）　国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を２年間継続する必要はありません。**

【適用時期】
特例法の施行日（令和２年４月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

５ 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和３年度課税の１年分に限り、償却資産と事業用家屋**に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１又はゼロとする措置が講じられます。

（※）令和２年２月～10月までの**任意の３カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	**２分の１**
50%以上減少している者	**ゼロ**

【適用時期】
令和３年１月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

６ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和５年３月31日まで適用期限が２年間延長されます。

適用要件

▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
・構築物は旧モデル比で生産性が年平均１%以上向上する一定のもの
※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和４年度までの２年間に限り延長（令和５年３月31日まで）

７ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和３年１月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和２年４月29日）までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

８ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

⑴ **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置**
（入居期限：令和２年12月31日⇒令和３年12月31日）
① 注文住宅の新築は令和２年９月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和２年11月末までに契約が行われていること
② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

⑵ **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件**
（取得日から６カ月以内⇒増改築等完了の日から６カ月以内）
① 既存住宅取得の日から５カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和２年４月30日）から２ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

９ その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を１%分軽減する特例措置の適用期限が６カ月延長され、令和３年３月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から６月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和３年度末（令和４年３月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002　新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ
新型コロナウイルスに関する対策リンク集